



令和 年度（令和 年分相当分）

特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書
(市民税・都民税申告書)

納税義務者

1月1日の住所	清瀬市		
現住所	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 右記住所〔 〕		
ふりがな		電話番号	— —
氏名		生年月日	大・昭 平・令 年 月 日

！ 注意事項 ！（必ずご確認ください）

- 提出した（予定含む）確定申告書2表の住民税・事業所税に関する事項で「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択しており、変更がない場合についてはこちらの申告書は提出していただくことなく結構です。なお、確定申告書2表の選択とこちらの申告書と相違があった際は、**市に提出いただいた申告を優先**いたします。
- 「**確定申告書(控)の写し**」を添付してください。
- 「**特定口座年間取引報告書等の写し**」を添付してください。写しの添付がない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税する場合があります。税務署へ提出済みの場合は、その旨を余白にご記入ください。
- 住民税に係る納税通知書が送達される時までにご提出ください。**（納税通知書送達以後は適用できません）
- 源泉徴収されない特定口座（簡易申告口座および大口株主分）および一般口座での取引に係る所得を申告不要とすることはできませんので、下記（1）（2）に記入しないでください。
- 同一の源泉徴収口座内で譲渡損失と上場株式等の配当等所得がある場合は、上場株式等の配当等所得のみを申告不要とすることはできません。

(1) 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得（損益通算前※）

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	配当割額 円
	分離課税分	円	配当割額 円
上場株式等の譲渡所得等		円	株式等 譲渡所得割額 円

※各所得は損益通算前の額をご記入ください。源泉徴収口座内で損益通算している場合の住民税の源泉徴収税額は、配当割額の納付税額を記入してください。

(2) 住民税での課税方式 申告する番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、**住民税では申告しません。**
※申告不要を選択された場合は、配当割額・株式譲渡所得割額の控除の適用はありません。
- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、**住民税では下記の所得とします。**
（「確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告する」場合等に使用します。）

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	配当割額 円
	分離課税分	円	配当割額 円
上場株式等の譲渡所得等		円	株式等 譲渡所得割額 円

(職員記入欄)

- 伝言板入力
- 扶養主 合計所得確認
- 被扶養・配特確認

基本コード _____

受付	入力	確認